[丸のこ作業従事者安全教育カリキュラム]

<対象者>

「携帯用丸のこ盤」を使用して行う作業に従事する労働者

<根拠法令>

平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」 平成3年1月21日付け基安発第2号「安全衛生教育推進要綱の運用について」

より

平成22年7月14日付け基安発0714号 建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する 安全教育の徹底について

<カリキュラム>:13時00分開講・17時30分閉講(途中10分単位休憩3回)

講習内容	1. 携帯用丸 のこ盤に関する 知識	0.5時間
	2. 携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識	1.5時間
	3. 安全な作 業方法に関する 知識	0.5時間
	4. 携帯用丸 のこ盤の点検及 び整備に関する 知識	0.5時間
	5. 関係法令	0.5時間
	6.携帯用丸 のこ盤の正しい 取扱方法(実 技)	0.5時間
	合計	4. 0時間